

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

知名町は、台風・豪雨・地震・津波などの過去に様々な災害を経験している。奄美群島南西部の島しょ部に位置するという地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支援や防災対策上の障害が想定される。

(台風) 本町における気象災害のうち、特に被害が大きい台風災害については、家屋の損壊、道路決壊、農地流出等、台風の襲来の際に甚大な被害を受けている。本町が太平洋と東シナ海に面している上、町中央部の大山の外には山林がなく、台風の度に暴風雨及び高潮による塩風が農作物に与える被害を一層大きくしており、例年莫大な被害を受けているのが本町の災害の特性といえる。

「以下、中小企業白書抜粋」

我が国における自然災害による被害の内訳を見ると、発生件数は「台風」が57.1%と最も多く、ついで地震・洪水が多い。他方、被害額は、一たび発生すれば広域に甚大な被害をもたらす「地震」が8割超を占めており、次いで「台風」「洪水」の順となっている。

白書の資料からも、台風による災害は全国的なものとなっているが当町においては、下記の資料からも襲来件数が多いことと、台風勢力が強いうちに襲来(農作物や家屋に被害を及ぼす状況)することから、被害が発生しやすい状況となっている。

台風襲来回数

年 月	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
1											0
2											0
3											0
4											0
5				2			2				4
6	1						1	3	1	2	8
7	1	3	1	2			1	2	1	3	14
8	2	2	3		1	3	1	5	2	2	21
9	3	1	2	2		3	2	2	1	2	18
10	2		2	1	2	1		1	4	2	15
11											0
12											0
計	9	6	8	7	3	7	7	13	9	11	80
総発生件数	23	23	24	22	22	14	21	25	31	23	228

(大雨)

特に水害を起こすような大雨は、梅雨期と台風期に多くなり、梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、末期は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが考えられる。

(高潮)

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮があり、天文潮によると満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生し、これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。小米商店街の海岸に近い店舗や工場は、高潮が高さ5mの防波堤等を超え、建物や設備が損壊する被害が発生している。

(地震及び津波)

本町は、比較的有感地震の発生が少ない地域ではあるが、J-shis によると30年以内に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が6%~26%となっている。仮に、奄美群島太平洋沖（南部/北部）で地震が発生した場合は、大きな被害を引き起こすことも十分に考えられている。地震による津波被害想定では、奄美群島太平洋沖（南部）の場合、11分で津波が到着し22分以内に最大5メートル近い津波が予想されている。

県の地震等災害被害予測調査によると知名町は奄美群島太平洋沖（南部）地震による被害は揺れによる建物の半壊が10棟推計されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 300 人 (令和 5年12月31日現在)
- ・小規模事業者数 283 人 (令和 5年12月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	41	38	町内一円に点在する
製造業	16	16	町内一円に点在する
情報通信業・エネルギー供給業	4	1	知名町中心市街地に集中する
運輸業・郵便業	6	6	知名町小米商店街に集中する
卸売業・小売業	72	69	町内一円に点在する
宿泊・飲食業	69	67	知名町小米商店街に集中する
サービス業	92	86	知名町小米商店街に集中する
合計	300	283	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・住民防災活動の促進
- ・台風災害後の事業者の借入金利子補給の実施
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の各字配布(敷マット)

2) 当会の取組

- ・知名町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・事業者BCPに関する国の施策を周知
- ・防災備品(フラッシュライト・非常食等)を備蓄

II 課題

知名町においては、台風常襲地帯であり毎年大小の被害を農作物や家屋へ与えており、災害に対する警戒感が備わっている反面、自然災害に対する脅威が薄れているのも現実となっている。

当町では、各地域の集落コミュニティ施設の整備を行い、災害時等に被害者の避難所の施設整備等がなされている。

商工会では、緊急時の取組について、災害後の被害状況調査を実施し、被害額の状況確認や災害による継続的な営業活動が行えるよう復旧・復興支援における金融支援を行っている。

現在の課題としては、災害前の段階で災害を想定した行動規範のマニュアルが整備されていない。また、災害時に対応ができる人員の不足が課題となっている。

災害保険に対するリスクファイナンスについて説明できるような当会経営指導員等が不足している等が課題となっている。

### Ⅲ 目標

・巡回や窓口相談時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入者への保険制度等の周知を図るため保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

・地区内の小規模事業者では、店舗等の自己所有者は、災害対策として損害保険に加入している方が多く、一方で、賃貸の事業所は、損害保険の未加入者が多く2分される。商工会の商店街調査によると店舗等不動産の自己所有は、約73%の事業所となっており、自己所有割合が高く、残りの27%の事業所は、災害の損害対策が遅れていると考えられる。小規模事業者への巡回や窓口において、保険未加入者に対する制度の周知を図り、災害リスクに対する意識啓発を行いながら、保険制度等の加入推進を図る。

各種共済・保険制度への加入推進 目標件数：230件

対象共済・保険制度

(火災共済・火災保険・業務災害保険・ビジネス総合保険・経営者休業補償・休業対応応援共済  
福祉共済・貯蓄共済・その他)

・損害保険について、その意義やメリットの説明を行い、その上で加入勧奨し、小規模事業者のリスクマネジメントを行う。

・当会と、当町が地域防災計画にある被害情報の報告ルールの情報伝達体制の確立を行い、組織間において円滑な通信・情報連絡を行い小規模事業者の支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前対策＞

- ・当会では、多発する自然災害による経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・平成28年度に策定した「知名町地域防災計画」について、本計画にある商工業者と一般地域住民の身体と財産を保護する観点から、災害時に混乱なく応急体制に取組めるようにする。
- ・全国連・保険会社から提供されるハザードマップ等の提供ツールを活用して、小規模事業者に対する災害リスクの周知を図る。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・各種セミナーや研修会において、BCP計画策定の説明を行い、自然災害時に備えた計画策定の重要性を周知する。
- ・巡回経営指導を行いながら、知名町防災マップや、知名町避難所マップを使用・配布し、地域ごとの避難施設や避難経路について災害対策等の説明を行う。
- ・商工会報やホームページ等、知名町の広報誌等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険会社の説明会、事業BCPに積極的に取り組む他地区の小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続強化支援事業について専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや国の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業者BCP策定件数	2件	3件	5件	5件	5件
専門家派遣件数	2件	2件	1件	1件	1件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険(株)や、あいおいニッセイ同和損害保険(株)へ専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー、損害保険紹介等による支援を行う。
- ・民間金融機関等へ緊急時の支援依頼や事業者BCP普及啓発ポスター掲示を依頼する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、知名町事業継続力強化委員会（仮設）（構成員：知名町、当会（法定経営指導員の参加を含む）を年1回（4月）開催し、昨年までの、商工業者の全国的な災害状況や、知名町における災害状況の確認や改善点等について協議し、事業計画の実施状況及び評価と検証を行う。また、委員会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業BCP策定後のフォローアップ件数	2件	3件	5件	5件	5件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、知名町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は行

政と連携して必要に応じて実施する。) 立地上、当会会館と当町の事務所は併設しており緊急時の対応を取りやすい環境にある。

## < 2. 発災後の対策 >

・自然災害の発生時においては人命救助を優先として行う。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う。不明者や連絡が取れない職員がいた場合は、市町村に連絡を取り、在住の地区の被災状況や安否についての確認を行う。その内容について、鹿児島県商工会連合会、その他関係先へ連絡を行う。

(携帯電話等のSNS、SMS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

・当会と当町(企画振興課・総務課)との間で、商工業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風における例)

職員は、風雨の強い時間帯で、身体に影響を及ぼすような状況の場合は、そのことを当会の代表者や、上部団体(鹿児島県商工会連合会)に連絡を取り、自宅待機及び避難所待機を行いながら、台風が通過し沈静化したことを確認したうえで、商工業者の被害状況の調査を行う。この時は、当町の企画振興課と連携を取り被害状況の把握を行う。状況について、鹿児島県商工会連合会や鹿児島県へ早急に報告を行う。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

(被害状況を大まかに確認し、1日以内に情報共有する。)

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域においては連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1日目	1日に3回連絡を共有する
2日目～5日目	1日に2回連絡を共有する
6日目～2週間	1日に1回連絡を共有する
3週間～4週間	2日に1回連絡を共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害情報を確認するために迅速に関係団体へ報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県の商工政策課へ報告する。

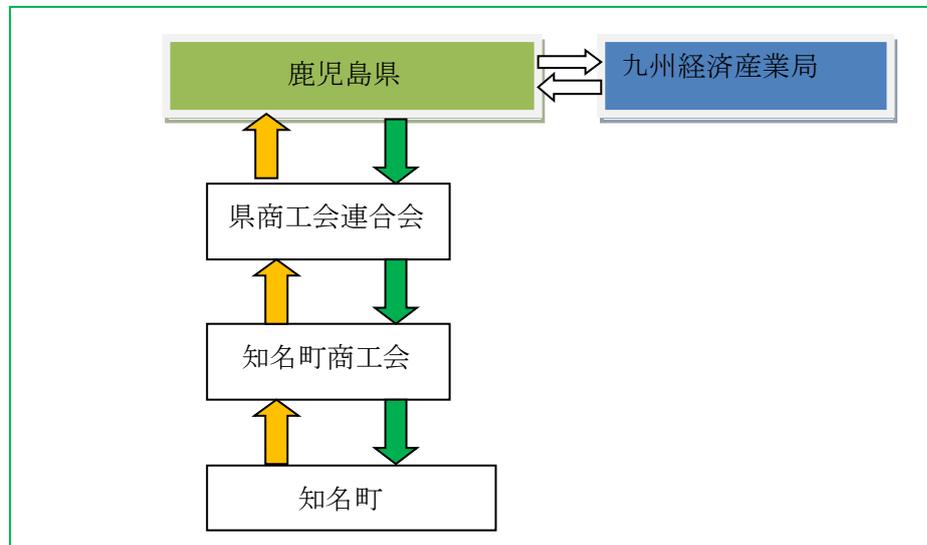
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）  
 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_

被害合計金額 \_\_\_\_\_ メールアドレス： \_\_\_\_\_

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の種類に 応じて明記。 おおよそで可	（被害額内訳） 単位：千円			
					土地 （埋立土砂排除 費・整地費） （事業用資産に限 る）	建物 （事業用資産に限 る）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等
1				0				
2				0				
3				0				
4				0				
5				0				
6				0				
7				0				
8				0				
9				0				
10				0				
11				0				
12				0				
13				0				
14				0				
15				0				
16				0				
17				0				
18				0				
19				0				
20				0				
21				0				

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より、県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会内の商工業者の被害状況の概要を確認し、当町にその報告を行い、特別相談窓口についての開設について協議を行う。
- ・商工会館または、知名町庁舎の事務所において、相談窓口（事業継続に必要な支援策として融資や、損害保険の対象の有無の確認、事業の継続に関するあらゆる支援策）を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、当町の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について鹿児島県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

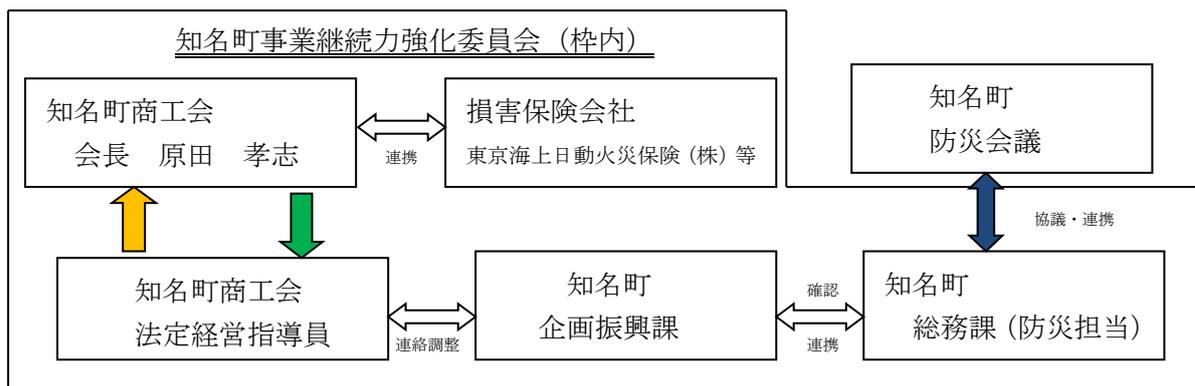
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員 (以下「法定経営指導員」という。) による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

知名町商工会 法定経営指導員 上玉利謙道

鹿児島県大島郡知名町知名 303 番地 1 TEL 0997-93-2105

② 当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段 頻度 等)

・ 事業計画の具体的な取組の企画や実行

・ 事業計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 知名町商工会

〒891-9214 鹿児島県大島郡知名町知名 303-1

TEL : 0997-93-2105 FAX : 0997-93-5195

E-mail [tina-s@kashoren.or.jp](mailto:tina-s@kashoren.or.jp)

② 知名町企画振興課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町大字知名 1100 番地

TEL : 0997-84-3162 FAX : 0997-84-3172

E-mail [china08@town.china.lg.jp](mailto:china08@town.china.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	235	315	315	315	315
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	45	125	125	125	125
・ パンフチラシ作成費	55	55	55	55	55
・ web ページ更新費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・知名町育成補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険（株）鹿児島支店 支店長 吉野 秀人 住所 鹿児島市加治屋町 12-5 TEL 099-225-2344 ②あいおいニッセイ同和損害保険（株）鹿児島支店 代表者 毛利 吉成 住所 鹿児島市東千石町 1-38 TEL 099-226-9612
連携して実施する事業の内容
①被災商工業者に対する資金の融資相談及び金融支援（マル経資金） ②小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップ・事業社BCP策定・普及啓発セミナー）
連携して事業を実施する者の役割
①被災に伴う倒産及び事業廃止の阻止 ②被災に伴う資金繰り悪化防止 ③被災に伴う事業再建資金調達
連携体制図等